

【ロシア】 児童の権利保護のための法制化

海外立法情報課・津田 憂子

* 2009年9月4日、児童の権利及び利益を保護することを目的とした「児童の権利に関するロシア連邦大統領直属の全権代表に関する大統領令」が公布され、同日施行された。メドベージェフ政権では、児童の権利を保護する法制化が目指されており、児童の人権に関する公職を新しく設けた今回の法律はその一環といえる。

背景

近年のロシアでは、社会的弱者である児童の権利保護が焦眉の問題として浮上してきている。人権問題全般に関しては、人権問題全権代表による年次報告が義務付けられるなど、不十分とはいえ法的基盤が整備されてきたが、とりわけ児童の人権保護に関しては取組みが遅れていた。こうした事態に鑑み、メドベージェフ政権では、児童の権利を保護するための法的枠組みが整備されてきた。2009年3月16日の会議で大統領が行った児童犯罪に関する刑事上の責任を強化する提案を受けて、2009年7月末には未成年児童に対する強姦等の性犯罪を厳罰化する法律が制定された（2009年7月30日公布、同日施行）。また、2009年5月11日に施行された児童の権利の基本的保護に関する改正連邦法においても、児童の身体的、知的、道徳的発展に対する支援措置が新しく盛り込まれている（注1）。

このような一連の流れを受けて、2009年9月1日、メドベージェフ大統領は、児童の権利保護及び促進を包括的に管轄する全権代表職を新設する大統領令に署名した（注2）。

法律の内容

この法律は、児童の権利及び利益を有効に保護するために全権代表職を新設し、当該職に課せられる責任及び業務を規定し、全国レベルでの児童の権利の保護及び促進の実現を目的としている。法律の概要は以下の通りである。

①児童権利代表職の新設

- ・ 児童の権利に関するロシア連邦大統領直属の全権代表（以下、「児童権利代表」という）職を新設し、その任免権は大統領にあるものとする。
- ・ 当該職の実際の活動に関しては、社会院（注3）がこれを保障する。

②児童権利代表に付与される権限

- ・ 連邦の国家権力機関、連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、諸団体に対して、所定の方式に従って、必要な情報、文書、資料の問い合わせ及び提供の要請を行う。また、これらの機関を自由に訪問することができる。
- ・ 独立して、又は、国の権限機関及び公職者と共同で、連邦の執行権力機関、連邦構

成主体の国家権力機関、公職者個人の活動に関する調査を行う。

- ・ 連邦の執行権力機関、連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、公職者個人が行った決定及び活動に関して、児童の権利及び利益に対する侵害が認められた場合、彼らの権利及び利益を回復するための必要措置に関する児童権利代表決定（勧告）を、当該諸機関に対し通知する。
- ・ 児童の権利保護に関する専門的な分析を行うために、学術機関のほか、学者、専門家に参加を要請する（契約に基づいた参加を含む）。

③連邦構成主体レベルでの児童権利代表職の設置

- ・ 児童の権利保護に関する全権代表職を創設するよう、連邦構成主体の国家権力機関に対しても勧告を行う。

児童権利代表職設置に対する反響

児童権利代表職に任命されたアレクセイ・ゴロバンは、これまで児童人権オンブズマンとして児童の権利保護に尽力してきた人物である。メドベージェフ大統領が、新たに大統領直属の児童権利代表職を設置し、同氏をその任に当てたことは、児童権利保護問題が社会での幅広い議論の対象となるよう注意喚起を促したという点で、概ね評価されている。任命に際し、児童の権利は「非常にデリケートな問題だが、社会生活の中の非常に重要な領域である」とメドベージェフ大統領が述べたことに対して、ゴロバン児童権利代表は、「児童権利代表職の新設は、ロシアの国際的義務とも合致する」点を強調した。

しかし一方で、児童権利代表職の設置に関して、一部の国内メディアからは批判の声も上がっている。代表的なロシア紙『独立新聞』（2009年9月2日）は、主な批判点として、①独立性の欠如に対する危惧：児童権利代表職の任免権は大統領にあり、社会院が当該職の実際の活動を保障するため、その自律性に問題が残る、②活動成果に対する疑問：児童権利代表職の権限は、連邦の執行権力機関等の活動において児童の権利が侵害されていると確認された場合の回復措置に関する勧告等の決定を通知することに限定され、実際の回復措置の実施に関しては権限外であることから、その実質的効果を疑問視せざるを得ない、の2点を挙げている。

注（インターネット情報はすべて2009年9月17日現在である。）

- (1) 2009年4月28日付連邦法第71号「『ロシア連邦の児童の権利の基本的保護に関する連邦法』の改正について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。
<<http://graph.document.kremlin.ru/doc.asp?ID=52071>>
- (2) 2009年9月1日付大統領令第986号「児童の権利に関するロシア連邦大統領直属の全権代表について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。
<<http://graph.document.kremlin.ru/doc.asp?ID=054225>>
- (3) 社会院は、大統領の発案で2005年に創設された政策審議機関である。行政府や立法府の活動に社会の広範な意見を反映させることを目的として設置された。